

兵庫県公報

平成28年5月31日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則

ページ

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則（会計課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則（規則第33号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部改正により、同令の規定が適用される物品等又は特定役務の調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、その需要数量が多いときは、複数落札入札制度（その需要数量の範囲内でこれらの競争入札に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とするることができる制度をいう。以下同じ。）によることができることとされたことに伴い、複数落札入札制度による競争入札の方法による場合の公告又は公示の方法を定める等所要の整備を行うこととした。

規 則

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第33号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る財務規則の特例に関する規則（平成7年兵庫県規則第102号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第6条」の右に「又は第10条第5項」を加える。

第4条第1項中「第7条」の右に「又は第10条第6項」を加える。

第5条及び第6条第1項中「第6条」の右に「若しくは第10条第5項」を、「第7条」の右に「若しくは第10条第6項」を加える。

第8条第1号中「第6条に」を「第6条若しくは第10条第5項に」に改め、「第7条」の右に「若しくは第10条第6項」を加える。

第9条中「落札金額」の右に「(特例政令第10条第1項の規定による競争入札の方法による場合にあつては、落札数量及びその単価)」を加える。

第10条第7号中「第6条」の右に「若しくは第10条第5項」を、「第7条」の右に「若しくは第10条第6項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。